

記載例（少量中間物・少量輸出専用品）

様式第8（第3条の2関係）

捨
印

受付番号；

会社コード；

新規化学物質製造（輸入）報告書

確認通知書に記載されている受付番号を記載してください。同じ新規化学物質について「中間物」と「輸出専用品」の両方の確認を受けた場合は、別々にこの報告書を提出してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

前年度における取扱状況について毎年度6月末日までに3大臣に提出してください。

確認通知書の別添（申出書の写し）に記載された会社コードを記載してください（会社コードは忘れず管理してください）。

METI化学株式会社

代表取締役社長 田中 良郎 印

A県B市****

代表者印を押印してください。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第3条第1項第〇号（記入注意1）に該当する場合の新規化学物質の取扱いについて、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の2の規定により、次のとおり報告します。

1. 新規化学物質の名称（確認を受けたときの名称と同じ物質名称を記載してください。）	メチル=4-ヒドロキシベンゾアート
2. 確認を受けた年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日（記入注意2）
3. 製造（輸入）実績数量（記入注意3）	700kg（申出書の数量：1,000kg）
4. 新規化学物質の使用した者における使用実績数量（令第3条第1項第3号の場合にあっては、輸出先毎の輸出実績数量）（記入注意4）	600kg 環境放出量は、平成20年3月24日付け「中間物等の確認に係る基準」に定める「製造・輸入数量の1重量%未満」となります。
5. 製造（輸入）、使用等の取扱いの過程において新規化学物質の施設外への排出又は移動がある場合には、その概況（記入注意5）	製造過程及び使用過程の合計 実績値 7kg未満/年度
6. 確認を受けた内容について軽微な変更があった場合には、その変更内容（記入注意5） 少量中間物等の制度においては、申出時に提出していない事項の変更（廃棄物処理業者の変更、組織体制の変更、商流の変更、反応経路や閉鎖系工程等の変更）については、6. に記載する必要はありません。なお環境放出量については「中間物等の確認に係る基準」を遵守してください。	①代表者の氏名の変更 △△ △△ → □□ □□ ②担当者の氏名の変更 ×× ×× → ○○ ○○ ③代表権移転を伴わない社名、事業所名の変更 ◇◇◇◇ → ※※※※ ④輸入国の変更 例：アイルランド → アメリカ合衆国 ⑤輸出先会社の変更 ○○○.Co. → △△△.Ltd. ⑥その他、確認基準に照らし影響のない変更 「輸出専用品」の場合は⑤について該当あれば記載してください。

当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先

担当部署：METI化学株式会社 ファイン事業部

担当者名：** **

連絡先：電話

F A X

E-mail

~~~~~

- 記入注意 1 : 1号は中間物、3号は輸出専用品ですので、該当する番号をご記入ください。
- 記入注意 2 : 確認日とは、3大臣から申出者に対して「中間物等に該当する、との確認を行った旨を通知」した確認通知書に記載されている日付のことです。事業者が中間物等の申出を行った日付ではありませんのでご注意ください。
- 記入注意 3 : 標題中「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は抹消してください。
- 記入注意 4 : 使用者が複数いる場合、4. はそれぞれの使用者について記載してください。また、その場合、5. 6. はどの使用者についての記載か分かるよう記載して下さい。
- 記入注意 5 : ①～⑥に掲げる軽微な変更該当しない事由については、改めて確認を受ける必要があります。（平成 23 年 3 月付け「中間物等の確認を受けた申出内容を変更する場合の手続について」をご参照願います。）